

資料 2

こども誰でも通園制度 認可及び確認申請書提出事業所

【事業所 1】

事業所の名称	学校法人埴生学園はぶ幼稚園						
事業所の所在地	中間市大字埴生423番地						
区分	一般型乳児等通園支援事業						
設置者・事業者の 主たる事業所の 所在地	〒809-0001 中間市大字埴生423番地						
電話	093-245-0519						
設置者・事業者の 代表者	フリガナ	チヂワ キミマロ	職名	理事長			
氏名	千々和 公磨						
事業の開始 予定年月日	令和8年4月1日						
利用定員	0歳児	0人	1歳児	1人	2歳児		
				4人			

【事業所 2】

事業所の名称	社会福祉法人GREEN かっぱこども園						
事業所の所在地	中間市朝霧四丁目22番17号						
区分	一般型乳児等通園支援事業						
設置者・事業者の 主たる事業所の 所在地	〒809-0021 中間市朝霧四丁目22番17号						
電話	093-245-5563						
設置者・事業者の 代表者	フリガナ	ウエムラ ハツミ	職名	理事長			
氏名	上村 初美						
事業の開始 予定年月日	令和8年4月1日						
利用定員	0歳児	0人	1歳児	2人	2歳児		
				2人			

【事業所 3】 ※確認のみ

事業所の名称	中間市立さくら保育園						
事業所の所在地	中間市岩瀬一丁目7番14号						
区分	一般型乳児等通園支援事業						
設置者・事業者の 主たる事業所の 所在地	〒809-8501 中間市中間一丁目1番1号						
電話	093-245-6248 (こども未来課)						
設置者・事業者の 代表者	フリガナ	フクダ ヒロシ	職名	市長			
氏名	福田 浩						
事業の開始 予定年月日	令和8年4月1日						
利用定員	0歳児	2人	1歳児	2人	2歳児		
				2人			

参考 児童福祉法（抜粋）

（家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業）

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

③ 略

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

参考 子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。